| | | |
|---|---|---|
| 5.111　5.226　5.228 | 5.111　5.226　5.228 | 5.111　5.226　5.228 |
| 156.7875-156.8125 | 海上移動（遭難及び呼出し）<br>5.111　5.226 | |
| 156.8125-156.8375<br>海上移動<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.111　5.226　5.228 | 156.8125-156.8375<br>海上移動<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.111　5.226　5.228 | 156.8125-156.8375<br>海上移動<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.111　5.226　5.228 |
| 156.8375-161.9625<br>固定<br>移動（航空移動を除く。）<br>5.226 | 156.8375-161.9625<br>固定<br>移動<br>5.226 | |
| 161.9625-161.9875<br>固定<br>移動（航空移動を除く。）<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.228F<br>5.226　5.228A　5.228B | 161.9625-161.9875<br>航空移動（OR）<br>海上移動<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.228C　5.228D | 161.9625-161.9875<br>海上移動<br>航空移動（OR）5.228E<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.228F<br>5.226 |
| 161.9875-162.0125<br>固定<br>移動（航空移動を除く。）<br>5.226　5.229 | 161.9875-162.0125<br>固定<br>移動<br>5.226 | |
| 162.0125-162.0375<br>固定<br>移動（航空移動を除く。）<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.228F<br>5.226　5.228A<br>5.228B　5.229 | 162.0125-162.0375<br>航空移動（OR）<br>海上移動<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.228C　5.228D | 162.0125-162.0375<br>海上移動<br>航空移動（OR）5.228E<br>移動衛星（地球から宇宙）<br>5.228F<br>5.226 |
| 162.0375-174<br>固定<br>移動（航空移動を除く。）<br>5.226　5.229 | 162.0375-174<br>固定<br>移動<br>5.226　5.230　5.231　5.232 | |

削　5.227A

追　5.228　移動衛星業務（地球から宇宙）による 156.7625-156.7875MHz 及び 156.8125-156.8375MHz の周波数帯の使用は、長距離用 AIS 情報（メッセージ 27、最新版の ITU-R 勧告 M.1371 を参照）の船舶自動識別装置（AIS）による発信を受信する場合に限る。船舶自動識別装置（AIS）の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での発射は、1W を超えてはならない。

追　5.228A　161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

追　5.228B　固定業務及び陸上移動業務による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

追　5.228C　海上移動業務及び移動衛星業務（地球から宇宙）による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、船舶自動識別装置（AIS）に限る。航空移動（OR）業務によるこれらの周波数帯の使用は、航空機による捜索救助活動からの船舶自動識別装置（AIS）の発射に限る。これらの周波数帯における AIS の運用は、隣接する周波数帯で運用する固定業務及び移動業務の開発及び使用に制限を課してはならない。

追　5.228D　161.9625-161.9875MHz（AIS 1）及び 162.0125-162.0375MHz（AIS 2）の周波数帯は、固定業務及び移動業務への分配が有効ではなくなる 2025 年１月１日までは、一次的基礎で固定業務及び移動業務による使用を継続することができる。主管庁は、固定業務及び移動業務によるこれらの周波数帯の使用を移行日よりも前に止めるために、全ての実行可能な努力を行うことを奨励される。この移行期間の間、これらの周波数帯における海上移動業務は、固定業務、陸上移動業務及び航空移動業務に対して優先権を有する。

追　5.228E　161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯における航空移動（OR）業務による船舶自動識別装置の使用は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に限る。

追　5.228F　移動衛星業務（地球から宇宙）による 161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用されている局からの船舶自動識別装置の発射を受信する場合に限る。

改　5.231　付加分配：アフガニスタン及び中華人民共和国では、167-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

改　5.237　付加分配：コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マリ、シエラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174-223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

改　5.259　付加分配：エジプト及びシリアでは、328.6-335.4MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第 9.21 号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

改　5.262　付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400.05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

削　5.272

削　5.273

改　5.274　代替分配：デンマーク、ノルウェー、スウェーデン及びチャドでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。

改　5.276　付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配し、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。